

尾道市立保育所等給食調理業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項

尾道市
令和6年3月

1 目的

尾道市では、保育所・認定こども園給食調理業務（以下「尾道市立保育所等給食調理業務」という。）の民間委託を実施するにあたり、安全・安心で衛生的な食事を安定的に提供できる技術と知識を兼ね備えた事業者を募集し、衛生管理の徹底や食物アレルギー、離乳食等への的確な対応などに加えて、安定した運営が可能であること含め、様々な視点から総合的に評価することにより受託候補者を選定するため、本公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザル概要

(1) プロポーザルの実施者
尾道市長 平谷 祐宏

(2) 事務局
尾道市役所福祉保健部子育て支援課児童保育係
〒722-8501
広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号
電話 : 0848-38-9207
F A X : 0848-38-9206
E-mail : k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

(3) 事業概要
事業名称：尾道市立保育所等給食調理業務委託

(4) 対象施設

令和 6 年 4 月 1 日予定：単位（食）

グループ	名称	定員	食数※	所在地（尾道市）	電話番号
1	御調中央保育所	90	81	御調町花尻 94	(0848) 76-0044
	御調西保育所	60	43	御調町丸門田 1484-1	(0848) 76-1980
	西藤保育所	90	105	西藤町 1584-1	(0848) 55-6920
2	浦崎認定こども園	90	74	浦崎町 2822	(0848) 73-2004
	みゆき保育所	90	63	向島町 11231-1	(0848) 44-0846
	江奥保育所	60	56	向島町 1744-6	(0848) 44-0444
	西浦保育所	120	85	因島中庄町 2077-5	(0845) 24-2581

※食数は、令和 6 年 3 月末時点での見込み数であり、児童数や職員数には増減があるため、これに対応するものとする。

(5) 対象業務（以下、「本業務」という。）

詳細は、尾道市立保育所等給食調理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(6) 遵守すべき法令等

本市と本業務の実施に係る契約を締結する者は、本業務の実施にあたり、関係法令を遵守しなければならない。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受託者の負担により当該許認可などを取得しなければならない。

(7) 本業務の履行期間

令和6年8月1日～令和11年3月31日まで

(8) 選定方法

対象施設のグループ1・2それぞれの受託候補者について、公募型プロポーザル方式により選定する。

同じ事業者が両方のグループを受託することはできない。ただし、一方のグループを希望する事業者が、他のグループを受託する事業者のみとなった場合はこの限りではない。

(9) 見積限度額（税抜）

1 グループ 193,601,000 円
2 グループ 250,575,000 円

(10) 最低制限価格

設定しない。

3 プロポーザル公告から契約締結までのスケジュール

日 程	内 容
令和6年3月29日（金）	募集要項の公告
令和6年4月8日（月）～9日（火）	現地視察（※希望者のみ）
令和6年4月11日（木）午後5時まで	質問書の受付期限
令和6年4月15日（月）	質問書に対する回答
令和6年4月17日（水）午後5時まで	参加表明書等の提出期限
令和6年4月22日（月）	1次審査（参加資格審査）結果通知
令和6年4月26日（金）	提案書類の提出期限
令和6年5月上旬	プレゼンテーション、ヒアリング審査
令和6年5月中旬	2次審査結果の通知

(1) 現地視察

ア 実施期間等

期間 令和6年4月8日（月）～4月9日（火）まで

時間 保育業務に支障がない範囲の時間帯を子育て支援課より連絡する。

(2) 留意事項

ア 現地視察を希望する事業者は、令和6年4月4日（木）午後5時までに、法人名、参加者氏名、連絡先、希望施設を、尾道市福祉保健部子育て支援課児童保育係へファックス又はメールにより連絡すること。連絡先は「2(2)事務局」に同じ。

イ 日程は調整した後、子育て支援課より通知する。

視察人数は3人以内とする。

ウ 調理室に入室することはできない。（調理室外からの視察）

エ 視察時は市の指示に従うこと。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる事業者は、次のとおりとする。

(1) 事業者の資格要件（次の各号の全てを満たすこと）

- ア 尾道市における令和 5・6 年度物品購入等、業務委託競争入札参加資格を有する者であること。また、尾道市における令和 5・6 年度物品購入等、業務委託競争入札参加資格を有しない者は、国税及び地方税に滞納がない者であること。
- イ 保育所または認定こども園等の児童福祉施設、又は小学校又は中学校等の学校施設、大量調理施設における調理業務の実績、又はその他児童福祉事業における業務受託の実績等を有していること。
- ウ 食品衛生法に基づく営業の禁止または停止処分を、過去 3 年間受けていないこと。
- エ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）に規定する損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入していること。ただし、未加入であっても契約締結までに加入する場合は、参加資格を有するものとする。
- オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- カ 尾道市の指名停止措置を受けていないこと。
- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きが開始されていないこと。
- ク 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法（平成 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- コ 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- サ 自己又は自己の役員等が次のいずれかに該当しないこと。
 - (ア) 役員等（個人の場合はその人を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所を代表する人をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
 - (イ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
 - (ウ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (エ) 上記(ア)から(ウ)までのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザルに係る書類等の配布

公告の日から令和 6 年 4 月 26 日（金）までの間に、尾道市ホームページからダウンロードすること。

(2) 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公告の日から令和 6 年 4 月 11 日（木）午後 5 時まで

イ 提出方法

質問書（様式第1号）により、電子メール若しくはFAXで提出すること。提出にあたっては、必ず電話にて送信の旨を速やかに連絡すること。なお、電話、口頭等による個別の対応は行わない。

FAX：0848-38-9206

電子メール：k-shien@city.onomichi.hiroshima.jp

- ウ 回答日 令和6年4月15日（月）
- エ 回答方法 回答は、質問を取りまとめてメール送信する。
- オ その他 質問回答については仕様の一部とする。

6 参加表明書等の提出及び1次審査

(1) 受付期間

- ア 公告の日から令和6年4月17日（水）午後5時まで
- イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本要項2(2)の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

(3) 提出書類

No.	様式等	提出部数、留意事項等
1	参加表明書（兼参加資格審査申請書） （様式第2号）	1部
2	参加表明書等受領書（様式第3号）	1部 参加表明書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、82円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(4) 添付書類

No.	書類名	提出部数、留意事項等
1	市税完納証明書 （市内の事業者に限る） ※1	1部。写し可。3か月以内のもの
2	消費税及び地方消費税の納税証明書 ※1	1部。写し可。3か月以内のもの 管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）又は「その3の2」、「その3の3」でも可とする。

※1 令和5・6年度物品購入等、業務委託競争入札参加資格者名簿掲載事業者は不要

(5) 1次審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、令和6年4月22日（月）までにその結果を通知する。

7 提案書類の提出

(1) 受付期間

- ア 令和6年4月22日（月）から令和6年4月26日（金）午後5時まで
- イ 持参による受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

本要項 2 (2) の事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

(3) 提出書類

No.	書類名	提出部数、留意事項等
1	提案書類提出書（様式第 4 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部）
2	提案書類受領書（様式第 5 号）	1 部 提案書受付時、事務局が受付印を押印の上、提出者に返却する。 郵送で提出する場合は、82 円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
3	経営状況調査表（様式第 6 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 直近 2 年分の財務諸表を添付すること。
4	業務実績等報告書（様式第 7 号）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 契約書の写しを添付すること。
5	見積書（様式第 8 号－1） （様式第 8 号－2） 内訳書（様式任意）	8 部（正本 1 部、副本 7 部） 希望グループの見積書には、その積算根拠を記載する内訳書を添付すること。
6	提案に関する図書（様式任意）	8 部（正本 1 部、副本 7 部）

(4) 提案書類の作成方法

提案書類は、次の事項に留意するとともに、仕様書等の内容を踏まえて作成すること。

ア 用紙は、A 4 縦・横書き・左綴じとし、目次を作成するとともに、下部にページ番号を記載する。

イ 表紙は、提案書類提出書（様式第 4 号）を使用する。

ウ 提案書は独自の様式で可とするが、「別紙 1 評価基準」に沿って作成すること。

エ 会社の概要については、次のとおり提出すること。

(ア) 会社の沿革及び組織を記載した書類並びに経営状況調査表（様式第 6 号）及び直近 2 年分の財務諸表（写し）を A 4 判フラットファイルに編冊の上、提出すること。

但し、会社の沿革及び組織を記載した書類については、PR 用パンフレットでも可とする。

(イ) ファイルの表紙及び背表紙に、「会社概要」及び「商号又は名称等」を記載すること。

オ 見積書

(ア) 見積書の内訳は、年度ごとに記載すること。

(イ) 仕様書に基づき作成すること。

(ウ) 見積書（様式第 8－1 号、様式第 8－2 号）は税抜きで記載すること。

(エ) 年度及び対象施設ごとの詳細な積算内訳書（社員の職種ごとの人件費明細、保健衛生費、現場経費、管理費等を項目とするもの）を添付すること。

カ 提案書に記載する内容は、見積書に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。

キ 仕様書等に記載している内容以外で、この業務の目的を達成するために有効な提案があった場合は、評価の対象とする。

8 2次審査

(1) 審査方法

2次審査は、尾道市立保育所等給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書類及びプレゼンテーションの提案内容について、評価基準（別紙 1）により総合的に評価して行い、得点の総計が最も高い者を最

優秀提案者、次点の者を優秀提案者として特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、選定委員会で協議のうえ、順位を決定する。なお、2次審査の参加者が1者の場合は、評価基準により、適否を判断するものとする。

- ア 1グループ及び2グループの両グループ共に、最優秀提案者が同一事業者になった場合は、当該事業者が第1希望としているグループの優先交渉権者とする。次にもう一方のグループについては、当該優先交渉権者となった事業者を除いた事業者のうちから、このグループを希望する最も得点が高い事業者を優先交渉権者とする。ただし、優先交渉権者が、他のグループを受託する事業者のみとなった場合は、この限りではない。
- イ 優先交渉権者が委託契約を締結しない場合は、得点の高い参加事業者から順に契約協議を行う。契約締結の協議に当たっては、参加事業者が提案した業務内容を基本とするが、本業務の目的達成のため、尾道市と契約候補者との協議により、契約業務の追加、変更及び削除を行うことができるものとし、優先交渉者の決定をもって、企画提案書に記載されたすべての内容を承認するものではない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 実施日 令和6年5月上旬
※時間及び会場は個別に通知する。
- イ 時間 プレゼンテーション20分、ヒアリング20分とする。
- ウ 使用機材 モニター及び電源は尾道市で用意し、その他の機材は提案者において用意する。
- エ 出席者 プレゼンテーションの出席者は、説明者、補助者併せて3名以内とする。
- オ 内容 プレゼンテーションの内容は、提出された提案書の範囲内とし、追加資料の提出等は認めない。

(3) 審査結果の通知

令和6年5月中旬を目途に、尾道市ホームページに掲載するとともに、提案者に対し文書で通知する。

9 契約の締結

(1) 契約手続

選定委員会において特定された最優秀提案者を受注候補者として協議を行い、地方自治法第234条第2項の規定による随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。ただし、次のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、優秀提案者を受注候補者として再度選定するものとする。

- ア 受注候補者が、地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなったとき。
- イ 受注候補者が、尾道市から業務委託に係る指名除外措置をうけたとき。
- ウ 受注候補者が、選定後に虚偽の申し出等により本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかになったとき。
- エ 受注候補者からの見積徴取の結果、契約締結ができないとき。
- オ 受注候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 契約

本業務の委託契約は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）及び尾道市の業務委託契約書によるものとする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が本プロポーザルの参加資格を満たさないことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

10 その他

(1) その他の条件

ア 受託事業者は、委託業務を処理するために新たに職員を雇用する場合には、現に給食調理等業務を行っている尾道市保育施設の会計年度任用職員の採用及び労働条件の維持に配慮し、現在の市の処遇を下回らないよう努めること。

なお、市の処遇については、質問書（様式第1号）で資料提供の要求をすること。

イ 受託事業者は、委託業務を開始する日までに、現に市保育施設にて給食調理業務を行っている尾道市の正規職員または会計年度任用職員から業務の引継ぎを受けること。

(2) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。

(4) 提出書類は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製、保存等を行う。

(5) 本市は業者選定後、選定された事業者の提出案に拘束されないものとする。

(6) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(7) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、指名除外措置を行うことがある。

(8) 提出書類の提出後、辞退を行う場合は、参加辞退届出書（様式第9号）により申し出ることとし、辞退後は、いかなる理由があっても再参加は認めない。

(9) 提出書類の提出後において、記載された内容の変更は認めない。

(10) 2次審査の結果は、契約締結後に公表するものとする。